

平成 22 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 アイ・ティー・シーネットワーク株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺 本 一 三
(コード番号 : 9422 東証第1部)
問合せ先 経営企画部長 藤 内 聖 文
(TEL. 03-5739-3702)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 25 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

また、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、100 株を1単元とする単元株制度を採用します。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に4分の1となります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 22 年 3 月 31 日(水曜日)最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、400 株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

平成 22 年 3 月 31 日最終の発行済株式総数に 399 を乗じた株式数といたします。

株式分割により増加する株式数を具体的に明示しないのは、本取締役会決議日から分割基準日までの間に新株予約権の行使により新株式発行の可能性があり、分割基準日当日にならなければ同日現在の発行済株式総数が確定しないためであります。なお、平成 22 年 2 月 25 日現在の発行済株式総数を基準にして計算すると、次のとおりとなります。

- | | | |
|-------------------|---|---------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | : | 111,208 株 |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | : | 44,371,992 株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | : | 44,483,200 株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | : | 153,600,000 株 |

3. 日 程

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 基準日 公告日 | 平成 22 年 3 月 2 日 |
| (2) 基準日 | 平成 22 年 3 月 31 日 |
| (3) 効力発生日 | 平成 22 年 4 月 1 日 |

(ご参考)

今回の株式分割に伴い、旧商法第280条ノ20、第280条ノ21及び第280条ノ27の規定に基づき発行したストックオプション(新株予約権)の行使価額を次のとおり調整いたします。

平成17年4月11日開催の臨時株主総会決議に基づく

第1回ストックオプション[平成17年4月11日付与分]

調整後の行使価額 425円 (調整前行使価額 170,000円)

(注:権利行使請求期間 平成19年4月11日～平成23年3月9日)

4. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 22 年4月1日

※平成 22 年3月 29 日をもって、東京証券取引所における売買単位が1株から 100 株に変更されます。

5. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成22年4月1日をもって当社定款の一部変更を行います。

①株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。

②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(____下線部分が変更箇所となります。)

現行定款	変更案
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>384,000株</u> とする。	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>153,600,000株</u> とする。
(新設)	<u>第7条(単元株式数)</u> 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第7条～第32条 (条文省略)	第8条～第33条 (現行どおり)

以上